市第 118 号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年2月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例(番号)

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「、スポーツ」を削り、「文化観光局」を「にぎわいスポーツ文化局」に、「文化、」を「スポーツ、文化、」に、「、保健及び衛生」を「及び健康増進」に、

- 「(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」を
 - 「⑴ 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
- (2) 保健及び衛生に関する事項 」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 2 横浜市スポーツ推進審議会条例(昭和37年3月横浜市条例第8 号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民局」を「にぎわいスポーツ文化局」に改める。 (横浜市予防接種事故対策調査会条例の一部改正) 3 横浜市予防接種事故対策調査会条例(昭和41年10月横浜市条例 第46号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉局」を「医療局」に改める。

(横浜市感染症診査協議会条例の一部改正)

- 4 横浜市感染症診査協議会条例(平成11年2月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。
 - 第9条中「健康福祉局」を「医療局」に改める。

提案理由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、 将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜 市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市事務分掌条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(統括本部及び局の事務分掌)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 158 条第1 項後段の 規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

(省略)

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広聴 、スポーツ <u>にぎわいスポーツ文化局</u> 文化観光局
- (1) スポーツ、文化、 観光及び創造都市の形成に関する事項文化、 (省略)

健康福祉局

- 社会福祉及び健康増進 、保健及び衛生医療局
- (1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
- ②保健及び衛生に関する事項

(省略)

横浜市スポーツ推進審議会条例(抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、<u>にぎわいスポーツ文化局</u>(会議の案件が 市民局 教育委員会の諮問に係るものにあっては、教育委員会事務局)に 市第 118 号

おいて処理する。

横浜市予防接種事故対策調査会条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、医療局 において処理する。健康福祉局

横浜市感染症診査協議会条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(庶務)

第9条協議会の庶務は、医療局健康福祉局において処理する。